

相模原市議会定例会に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市議会定例会に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年12月20日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 沼倉孝太

相模原市議会定例会に関する条例の一部を改正する条例
相模原市議会定例会に関する条例(昭和31年相模原市条例第27号)の一部を次のように改正する。

本則中「4回」を「1回」に改め、本則に次のただし書を加える。

ただし、議員の任期満了又は議会の解散による一般選挙が行われる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

議会機能の更なる強化及び活性化、主体的な議会活動、緊急時における迅速な議会対応等を図るため、定例会の会期の通年化に向けて、定例会の招集回数を改正いたしたく提案するものである。

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例について
相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年12月20日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 沼倉孝太

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例
相模原市議会委員会条例(平成4年相模原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第13条ただし書中「閉会中」を「閉会中又は休会中」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市議会定例会に関する条例(昭和31年相模原市条例第27号)の改正に伴い、休会中も委員の選任、常任委員の変更及び議会運営委員及び特別委員の辞任ができるよう改正をいたしたく提案するものである。

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について
相模原市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成25年12月20日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 沼倉孝太

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則

相模原市議会会議規則(昭和42年相模原市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第14条中「同一会期中」を「同一会期中(臨時会に限る。)又は同一会議期間中」に改める。

第62条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条中「会期中」を「会期中(臨時会に限る。)又はその会議期間中」に、「または」を「、又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市議会定例会に関する条例(昭和31年相模原市条例第27号)の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものである。